



平成30年度 福祉のまちづくり事業助成決定後の事務の手引き ～ 助成決定から助成金請求、報告書提出までの流れ～



【1】助成決定通知の交付

本会より、助成決定団体宛に助成金交付決定通知書、『①請求書』、『②資材申込書』、『③実績報告書』及び『④変更承認申請書』を送付します。※ HP からダウンロード可。

※ 決定通知書受け取り時に、次のことを確認ください。

[A] 申請時と事業内容に変更はない… 【2】へお進みください

[B] 申請時と事業内容等に変更がある… 【3】へお進みください

【2】『①請求書』、『②資材申込書』及び『通帳の写し』の提出

◎ 『①請求書』に振込先の口座番号が記載された『通帳の写し（表紙と見開き1P目）』を添付し、本会までご持参ください。

※助成金は振り込みにより支払います。

◎ 『②資材申込書』に必要数・個数を記入のうえ、①と併せて提出してください。

【助成金振込日について】

	請求書受付日	振込(予定)日	備 考
①	1日～10日	当月20日振込	※振込日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前の平日に振り込みます。 ※左表振込日は予定です。 遅れる場合もありますので、ご了承ください。
②	11日～16日	当月30日振込	
③	17日～月末	翌月20日振込	

※助成金の振込手続きは、請求書の提出を受け順次行います。

【3】変更承認申請書の提出

◎ 『④事業変更申請書』を提出してください。

申請時より、購入予定物品の数量や金額などに変更があった場合は、請求書を提出される前に変更手続きを行ってください。

※ 変更承認申請書を本会で受領した後、変更承認決定通知を送付しますので、その通知文を受領後、【2】の手続きをお願いします。

※ 助成金振込後、申請内容に虚偽があった場合や事業が中止となった場合などは、助成金の返還を行っていただく場合があります。

◆ 事業完了後 ◆

【4】『③実績報告書』（『写真』及び『領収書の写し』添付）、及び『通帳の写し』の提出

◎ 事業完了後、30日以内に『③実績報告書』を本会へ提出してください。

※ 実施報告書には、事業実施状況が確認出来る『写真』及び支出額が確認出来る『領収書の写し』を添付してください。

◎ 『通帳の写し』（助成金の振込について記帳されたページ）も併せて提出してください。

《写真について》購入した備品や、備品の設置状況、改修後の状態などを撮影し提出をお願いします（データの持参可）。

※ 写真は社協だより、社協ホームページなどの広報等で、掲載させていただく場合がありますので、

◇助成金確定通知について◇

事業完了報告書の提出後、社協から団体宛に『助成金確定通知書』を発送します。確定通知書の受領をもって事業完了となります。

本件に関するお問い合わせ、書類提出は唐津市社会福祉協議会本所または各支所へお願いします。

送付書類を紛失された場合などの再発行、書類の書き方の相談も受け付けています。書類は、ホームページからもダウンロードできます。



【問い合わせ先】

	電話番号	FAX番号	所在地
本所	70-2334	70-2338	〒847-0861 二太子3丁目155番地4 (高齢者ふれあい会館リふれ内)
東部支所	56-6617	56-8247	〒849-5104 浜玉町湊上1602-1 (ひれふりランド内)
南部支所	62-2602	62-5292	〒849-3201 相知町相知2025
巖木事務所 (月、金曜日) 9時~16時	51-5051	51-5186	〒849-3131 巖木町巖木997 (巖木市民センター内2F)
北波多事務所 (火、木曜日) 9時~16時	64-3090	64-3948	〒847-1201 北波多徳須恵1097-4 (北波多市民センター内)
西部支所	54-2838	54-2850	〒847-1526 肥前町入野甲1703 (肥前市民センター内)
北部支所	51-1075	82-4985	〒847-0401 鎮西町名護屋1530 (鎮西市民センター内2F)

ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。



～ 「福祉のまちづくり事業」について ～

この事業は、唐津市内の皆さまにご協力いただいた、「赤い羽根共同募金」の一部を財源として、助成金の交付を行っています。

今後とも、赤い羽根共同募金事業へのご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

助成決定団体は、HP及び社協だよりにて紹介させていただきます。

唐津市社会福祉協議会 URL www.karatsu-shakyo.or.jp